

原油価格高騰対策事業継続支援金 募集要項

東成瀬村では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、村内事業者の負担軽減を図るために支援金を交付し、事業継続を支援します。

交付要件や必要書類、申請方法等についてご確認の上、ご申請ください。

《 支援区分 A 》

【交付対象者】

- (1) 村内に事業所等を有し、村内の事業所等において事業活動を行っている法人
- (2) 村内に住所地を有する個人事業主
(個人農業者は本支援金の対象となりません)

【交付基準及び交付額等】

村内の事業所等で常時雇用する従業員数に応じて定額を助成

- | | | |
|---------|---------|------|
| (ア) 従業員 | 0人～ 2人 | 3万円 |
| (イ) 従業員 | 3人～10人 | 7万円 |
| (ウ) 従業員 | 11人～20人 | 10万円 |
| (エ) 従業員 | 21人以上 | 15万円 |

【申請受付期間】

令和4年8月8日(月)から令和4年10月7日(金)まで

《 支援区分 B 》

【交付対象者】

- (1) 《支援内容 A》に該当する事業者のうち、宿泊施設(民宿、キャンプ場を除く)、医療施設及び社会福祉・介護施設を運営する事業者
- (2) 村有施設の運営管理等を村から受託している事業者(村外事業者を含む)

【交付基準及び交付額等】

- ◎対象経費 対象事業者が管理運営等を行う事業所等や村有施設の「電気料金」または「燃料費」のいずれかの経費
- ◎対象期間等 令和4年4月～12月分として支出した対象経費と前年同月期との差額の1/2を助成(スキー場は令和4年11月～翌2月分)

【申請受付期間】

対象施設に個別に通知します。

■問い合わせ及び申請書提出先

東成瀬村役場 企画課 (TEL 0182-47-3402 FAX 0182-47-3260)

《 申請書類 》

次の表は、『支援区分A』に該当する事業者の申請書類となります。交付対象及び基準に応じて必要な書類を役場企画課に提出してください。

申請様式は、企画課窓口で受け取るか東成瀬村ホームページからダウンロードしてください。

【個人事業主】従業員0人～2人の場合

※個人事業主本人のみの場合もこの区分になります。

- (1) 支援金交付申請書兼請求書（様式第1号－1）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 青色申告の場合 … 令和3年分の青色申告決算書（1.2ページ）の写し
白色申告の場合 … 令和3年分の収支内訳書（1.2ページ）の写し

【個人事業主】従業員3人以上の場合

- (1) 支援金交付申請書兼請求書（様式第1号－1）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 青色申告の場合 … 令和3年分の青色申告決算書（1.2ページ）の写し
白色申告の場合 … 令和3年分の収支内訳書（1.2ページ）の写し
- (4) 従業員数の分かる書類（任意） ※従業員名簿の写しなど

【法人の場合】

- (1) 支援金交付申請書兼請求書（様式第1号－1）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 直近の法人村民税確定申告書（第二十号様式）の写し
- (4) 従業員数の分かる書類（任意） ※従業員名簿の写しなど

※『支援区分B』に該当する事業者には別途通知いたします。

※「従業員」とは … 村内の事業所等で常時雇用する従業員（専従者含む）をいい、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、「期間の定めなく雇用されている者」又は「過去1年間以上の期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者」をいう。

《 支援金の詳細 》

1 交付対象者

支援金の交付対象者は、『令和4年6月1日以前より村内において事業活動を行っていて、今後も継続して事業を行う意思がある方』で

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ① 村内に事業所等を有し、村内の事業所等において事業活動を行っている法人
- ② 村内に住所地を有する個人事業主（個人農業者は本支援金の対象となりません）
- ③ 村有施設の運営管理等を村から受託している事業者

※事業所とは…事務所、営業所、店舗など、事業活動が行われている場所をいう。

【対象外となる例】資材置き場、倉庫、事業活動が行われていない事務所など

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又は社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ② 宗教的又は政治的目的を持って事業を行っているとは認められる者
- ③ 収益事業を行っていない者
- ④ 事業内容が公序良俗に反すると認められる者
- ⑤ 村有施設内に事業所等を有し、原油価格高騰等の影響を受けていないと認められる事業者

2 支援区分

支援区分は次のとおりです。

交付対象者が両方の区分に該当する場合は、どちらかを一方を選択できます。

《支援区分A》 村内の事業所等に従事する従業員数に応じた定額支援

《支援区分B》 対象経費及び交付率等から算出した実額支援

3 交付基準・交付額等

支援区分ごとの交付基準及び交付額等は、表紙に記載のとおりです。

◎用語の定義は次のとおり

※宿泊施設とは…旅館業法に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設。ただし、民宿及びキャンプ場は除く。

※医療施設とは…日本標準産業分類に掲げる歯科診療所の用に供する施設。

※社会福祉・介護施設とは…日本標準産業分類に掲げる児童福祉事業、老人福祉・介護事業の用に供する施設。

4 申請手続き等

申請手続きは支援区分によって異なります。本募集要項に記載の申請書類を期限までに役場企画課へ提出してください。

申請様式は、企画課窓口で受け取るか東成瀬村ホームページからダウンロードしてください。

《支援区分A》

- ・申請は、1事業者につき1回限りです。
- ・申請受付は令和4年8月8日（月）から令和4年10月7日（金）までです。

《支援区分B》

- ・申請は、3回に分けて受付します。
（第1回：4～6月分、第2回：7～9月分、第3回：10～12月分）
- ・各回の申請受付期限は、対象事業者に別途通知します。

5 支援金の決定及び交付

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付決定通知を送付するとともに、支援金を順次交付いたします。

6 その他

- （1）本支援金の決定後、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合には、村が本支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、本支援金を返還しなければなりません。
- （2）本支援金の適正な交付等のため、村が公的機関に対し、情報提供を求めることがあります。また、必要に応じて、検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- （3）申請書類に記載された情報は、公的機関の求めに応じて提供することがあります。